

現場代理人の兼任についての注意事項

1 現場代理人の兼任を認める工事

現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項（請負代金の変更、契約の解除等を除く。）を処理する受注者の代理人であるが、次の（１）から（５）の全てを満たし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合、工事現場の兼任を認めるものとする。

- （１）兼任できる工事は３件までとし、それぞれの工事の請負金額が４，５００万円未満であること。ただし、設計変更により、工事の請負金額が４，５００万円以上となり、各々の工事における主任（監理）技術者と現場代理人が異なる場合においては、受発注者協議の上、兼任することが出来る。
- （２）発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡が取れること。
- （３）兼任する工事の相互の移動は、概ね１時間であること。
- （４）発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。
- （５）兼任する現場代理人は、必ず担当工事現場のいずれかに常駐するとともに、１日１回以上、担当工事現場を巡回し、現場管理等に当たること。

2 手続き

現場代理人の兼任を行う場合には、「現場代理人の兼任（変更）申請書」を提出し、発注者の承認を得たのち、必要に応じ、「技術者等変更通知書（工事）（様式第２）」により、発注者に通知すること。

なお、それぞれの工事において、発注者に現場代理人の兼任の承認を得ること。

3 受注者に対する措置請求

安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故等が発生した場合、建設工事請負契約書第１２条に基づき、受注者に対して、必要な措置をとるべきことを請求するものとする。

単価契約工事の契約書には、現場代理人の兼任が不適当である場合などに受注者に対して措置請求する項目がないことから、建設工事請負契約書第１２条に準じた事項を特記仕様書に記載することとする。

4 適用期間

この取り扱いは、令和８年３月３１日までの契約工事に適用するが、通知日以前に締結した工事を先行工事として緩和対象とすることは可能とする。

5 [参考] 点在する箇所のある工事との兼任について

点在する工事箇所のうち、主たる工事箇所※^１と兼任する工事箇所の相互の移動が概ね１時間以内であれば、兼任できるものとする。

※１ 主たる工事箇所とは、点在する工事箇所のうち、最も工事規模が大きい箇所又は最も直接工事費が高額な箇所。